

議案第4号

加西市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

加西市新型インフルエンザ等対策本部条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年2月27日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、加西市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本

部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

(審議資料)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、加西市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

政策等の形成過程説明資料				平成25年3月定例会	
議案等の 件名	議案第4号		政策等 の区分	計画・事業・ 条例	
	加西市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定 について			その他()	
①【政策等を必要とする理由】					
病原性の高い新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活と経済に及ぼす影響を最小にするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されました。それに伴い、市民の生命及び健康の保持を目的とし、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進調整するため、本条例を制定します。					
②【検討した他の政策等の内容】					
③【他の自治体の類似する政策との比較】					
新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受けて各市町において制定予定					
④【総合計画における位置づけ】					
		基本方向			
		基本計画			
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)					
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
⑤【関連する法令及び条例、規則】					
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)					
総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源	
0					
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入					
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】					
⑧【市民参加の状況】 有・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)					
⑨【政策の効果予測】					
新型インフルエンザ等対策を総合的に推進調整し、市民の生命と健康保持を図ります。					
担当部局		担当課		添付資料の有無	
総務部		危機管理課		有・ 無	